



# 山形県公報

平成30年9月14日（金）  
第2978号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課）…897
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………（農業経営・担い手支援課）…同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………（ 同 ）…898
- 地域登録検査機関の登録の更新……………（県産米ブランド推進課）…同
- 県営土地改良事業計画の変更……………（最上総合支庁農村計画課）…900
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（置賜総合支庁農村計画課）…901
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…902

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県教育職員の長期研修に関する規則等の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）…903

## 告 示

### 山形県告示第688号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成30年9月21日山形市に招集する。

平成30年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第689号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.70%」を「年0.60%」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成30年8月20日から適用する。
- 2 平成30年8月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第690号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.70パーセント」を「年0.60パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成30年8月20日から適用する。
- 2 平成30年8月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第691号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

平成30年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成30年8月29日  
22
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社鈴木農産企画  
代表取締役社長 鈴木 孝征  
鶴岡市小中島字猫作73-2
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う 農産物の種類	備 考
鈴木 孝 征	鶴岡市小中島字猫作73-2	玄米	国内産農産物に限る。

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成30年8月29日  
23
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社原田米穀  
代表取締役 原田 直人  
東田川郡庄内町狩川字萱積場83-1
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う 農産物の種類	備 考
原 田 良 和	東田川郡庄内町狩川字小野里137	玄米	国内産農産物に限る。

- 3 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成30年8月29日  
24
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
農事組合法人庄内産直センター  
組合長理事 渡部 正一  
鶴岡市栃屋字天保恵65-3
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う 農産物の種類	備 考
榎 本 直 樹	鶴岡市羽黒町後田字東105	玄米	国内産農産物に限る。
土 田 拓 磨	鶴岡市上田沢字押出108	玄米	

- 4 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成30年8月29日  
28
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社ヤマラクフーズ  
代表取締役 山口 長一  
南陽市宮内715-3
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う 農産物の種類	備 考
新 野 純 一	西置賜郡飯豊町大字添川2493	玄米	国内産農産物に限る。
須 藤 一 志	南陽市赤湯232-19	玄米	
佐 藤 智 紀	山形市富の中四丁目4-13 ソシア・ソレイユC101	玄米	

新野 悟	米沢市大字下新田1753	玄米	
------	--------------	----	--

- 5 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成30年9月1日  
71
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社アグリコーポレーション  
代表取締役 酒井 正光  
東置賜郡高島町大字竹森740-1
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	備考
渡辺 賢一	東置賜郡高島町大字露藤1709-1	玄米	国内産農産物に限る。
島津 慎吾	東置賜郡高島町大字二井宿1984	玄米	

#### 山形県告示第692号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営富田地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月14日

山形県知事 吉村 美栄子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営富田地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
舟形町役場
- 縦覧に供する期間  
平成30年9月20日から同年10月22日まで
- その他
  - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

## 山形県告示第693号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、野川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	工 藤 誠 一	長井市川原沢566番地
同	青 木 兵 右 門	同 平山1208番地
同	佐 藤 政 市	西置賜郡飯豊町大字中56番地
同	飯 澤 和 郎	長井市成田1473番地
同	今 野 仁 志	同 九野本3410番地の6
同	飯 澤 一 雄	同 寺泉980番地の3
同	坂 善 則	同 勸進代1085番地
同	鈴 木 淳 夫	同 泉475番地
監 事	丸 山 正 介	同 五十川899番地
同	高 橋 亨 一	西置賜郡飯豊町大字萩生882番地

## 山形県告示第694号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、野川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成30年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	工 藤 誠 一	長井市川原沢566番地
同	青 木 兵 右 門	同 平山1208番地
同	佐 藤 政 市	西置賜郡飯豊町大字中56番地
同	飯 澤 一 雄	長井市寺泉980番地の3
同	今 野 仁 志	同 九野本3410番地の6
同	坂 善 則	同 勸進代1085番地

同	飯 澤 和 郎	同 成田1473番地
同	鈴 木 淳 夫	同 泉475番地
監 事	丸 山 正 介	同 五十川899番地
同	高 橋 亨 一	西置賜郡飯豊町大字萩生882番地

**山形県告示第695号**

次の開発行為は、完了した。

平成30年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 許可番号

平成30年3月12日 指令置総建第89号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

南陽市柵塚字山崎1677番1、1677番2、1677番3、1677番4、1677番5、1677番6、1677番7、1677番8、1677番9、1677番10、1677番11、1677番12、1677番13、1677番14、1677番15、1677番16、1677番17、1677番18、1677番19、1678番、1679番3、1679番4、1679番5、1677番14地先堤塘、1677番16地先堤塘、1677番地先水、1678番地先堤塘、1678番地先水、1678番地先道、長岡字小生堂1060番1、1060番2、1060番3、1060番4、1060番5、1060番8、1060番9、1060番10、1060番11、1060番12

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東置賜郡高島町大字石岡943番地 川井 正市

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県教育職員の長期研修に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月14日

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬

涉

**山形県教育委員会規則第4号**

### 山形県教育職員の長期研修に関する規則等の一部を改正する規則

（山形県教育職員の長期研修に関する規則の一部改正）

第1条 山形県教育職員の長期研修に関する規則（昭和53年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び市町村立小中学校」を「並びに市町村立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市町村立学校」という。）」に改める。

第4条中「市町村立小中学校」を「市町村立学校」に改める。

（山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部改正）

第2条 山形県教員の大学院における研修に関する規則（昭和56年4月県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村立小学校及び中学校（以下「市町村立学校」という。）」を「市町村立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年9月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成30年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 あらた
  - (2) 代表者の氏名  
渡部 雅美
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市東町一丁目15番地の25
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は介護に欠ける地域住民に対して、介護支援及び生活支援に関する事業を行い、非営利セクターとして、行政・企業とパートナーシップをもった新たな介護システムなど地域システムの構築をはかり、豊かな地域社会を創っていく活動に貢献していくことを目的とする。

平成30年9月14日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成30年9月14日発行 発行人 山 形 県